

J R 東海 労 幹 関 西 地 「 申 」 第 18 号
2 0 1 3 年 1 0 月 2 2 日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 河原崎 宏之 殿

J R 東海 労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 小林 國博

「関西地区分会における職場諸要求」に関する申し入れ

表題について、下記の通り申し入れるので、早急に労使協議の場を設定し改善すること。

記

1. 新大阪駅における車椅子等の案内件数は増加しており、案内所担当（総案3、総案B）が車椅子等を担当することが常態化している。特に、土、日、祝日は車椅子等の取扱件数が100件を超えるため、案内所において担当が一人となりお客様を待たせることも発生している。よって、営業二科及び内勤の要員を増やすこと。
2. 新大阪駅の案内所の営業時間（現行5時15分～0時10分）を8時から22時とし、5時30分から8時と22時から0時の車椅子担当は案内所担当（総案A・総案B）とすること。案内所の営業時間変更に伴い、現行の臨総案Cを廃止し要員を日勤機動か総案機動に充当すること。
3. 新大阪駅に配属して車掌所に転勤する3年間は、すべての社員に対して営業関係の勉強会を定期的を開催すること。勉強会の勤務はアケや休日ではなく日勤とすること。
4. 案内所に大幅な列車遅延等の異常時に活用できる情報装置（発車順序、遅延時分、列車位置、運休列車等）を設置すること。
5. 営業二科に設置されているパソコンを営業二科の社員が自由に使用できるようにすること。
6. 27番線の立哨を現行2名から3名とすること。
7. 27番線に新聞、雑誌、タバコ等を販売する売店を設置すること。

8. 新大阪駅、京都駅、米原駅のロッカー（30cm）を運輸所のロッカー（35cm）と同じ大きさとすること。
9. 夏季制服をノーネクタイとすること。
10. 「運輸システムの社員運用の変更」により運輸所から駅への異動期間は3年とすること。
11. 「運輸システムの社員運用の変更」により駅に異動した社員が異動期間を終了し運輸所に戻る時は、運輸所に戻るか駅に残るかは本人の希望通りとすること。

以上